

「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための関連規定の整備に関する意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

(意見募集期間：平成25年6月1日～同年7月1日)

【意見提出 1件】

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方
1	UQコミュニケーションズ株式会社	<p>ワイヤレスブロードバンドサービスである広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）については、契約者数が平成25年3月末現在で531万を超え、平成24年度一年間で300万契約近くも急増しています。（平成25年6月27日付総務省資料）</p> <p>一方で、BWAの利用者からは更なる通信速度の高速化等の利便性向上の要望が高まっています。本年5月17日には、情報通信審議会より「広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」について一部答申がされており、本関連規定が整備されることにより、BWAの高度化に関する技術が商用サービス提供に結びつくこととなり、ワイヤレスブロードバンドサービスの利用者ニーズに応えるとともに、今後のICT発展に寄与するうえで、非常に有意義なことであることから賛同致します。</p>	本案に賛成の御意見として承りません。